



富士見市告示第 88 号

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月24日

富士見市長 星野光弘



- 1 特定生産緑地の区域及び面積  
別紙のとおり